

# 令和5年11月定例会 教育長報告

	行 事 表
10月31日(火)	市議会10月臨時会(本庁舎 議場)
11月 1日(水)	教育委員会学校訪問(湊城西小学校)
11月 2日(木)	令和5年度能代市校長会第3回校長研修会(能代第一中学校)
11月 3日(金)	きみまちカンパニーフェスティバル(きみまち商店街)
11月 7日(火)	令和5年度県北地区教育長会議(北秋田地域振興局)
11月 8日(水)	第2回社会教育委員の会議(二ツ井町庁舎 大会議室)
11月 9日(木)	令和5年度秋田県市長会表彰(30年勤続表彰)伝達式 (本庁舎 会議室9・10)
〃	令和5年度全県市町村教育委員会教育長会議、懇親会(県庁第二庁舎 他)
11月10日(金)	教育委員会学校訪問(二ツ井中学校)
〃	文教民生委員会管内視察(文化財資料収蔵庫、二ツ井公民館 他)
11月12日(日)	第21回きみまち杯柔道大会(二ツ井中学校、尚武館)
11月13日(月)	令和5年度能代山本市町教育委員会連合会委員研修会(藤里学園 他)
11月14日(火)	令和5年度防犯標語選考会(二ツ井町庁舎 3階会議室1)
〃	令和5年度能代市教育委員会による校長面接 (二ツ井町庁舎 3階会議室1)
11月15日(水)	教育委員会学校訪問(能代第一中学校)
〃	令和5年度能代市教育委員会による校長面接 (二ツ井町庁舎 3階会議室1)
11月16日(木)	令和5年度秋田県都市教育長協議会 教育長・関係課長会議 (旧料亭 金勇)
11月17日(金)	教育委員会定例会(本庁舎 会議室9・10)
〃	能代市教育支援委員会(本庁舎 会議室9・10)
11月20日(月)	第16回未来を創る能代っ子ふるさと会議(能代市文化会館)
11月22日(水)	第1回能代市奨学選考委員会(本庁舎 会議室7)
〃	令和5年度能代市小・中学校教頭会第3回研修会 (二ツ井町庁舎 大会議室)
11月28日(火)	市議会定例会(～12月20日 本庁舎 議場)

11月30日(木)	令和5年度地教委教育長・校長・県教委 三者協議 (山本地域振興局)
12月22日(金)	教育委員会定例会 (二ツ井町庁舎 大会議室)

## 議案第38号

能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和5年11月17日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

### 提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。



## 議案第78号

能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月28日提出

能代市長 齊藤 滋 宣

能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第1条 能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成18年能代市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の152.5」を「100分の162.5」に改める。

第2条 能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の162.5」を「100分の157.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 提案理由

教育長の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成18年能代市条例第35号）

※第1条による改正

現 行	改正後（案）
<p>（給与） 第2条～第3条（略） 第4条 通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、給与条例第17条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額<math>\frac{100}{100}</math>分の120に相当する額」と、<u>「<math>\frac{100}{100}</math>分の117.5」</u>とあるのは<u>「<math>\frac{100}{100}</math>分の152.5」</u>とする。</p>	<p>（給与） 第2条～第3条（略） 第4条 通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、給与条例第17条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額<math>\frac{100}{100}</math>分の120に相当する額」と、<u>「<math>\frac{100}{100}</math>分の122.5」</u>とあるのは<u>「<math>\frac{100}{100}</math>分の162.5」</u>とする。</p>

能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成18年能代市条例第35号）

※第2条による改正

改正前	改正後（案）
<p>（給与） 第2条～第3条（略） 第4条 通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、給与条例第17条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額<math>\frac{100}{100}</math>分の120に相当する額」と、<u>「<math>\frac{100}{100}</math>分の122.5」</u>とあるのは<u>「<math>\frac{100}{100}</math>分の162.5」</u>とする。</p>	<p>（給与） 第2条～第3条（略） 第4条 通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、給与条例第17条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額<math>\frac{100}{100}</math>分の120に相当する額」と、<u>「<math>\frac{100}{100}</math>分の120」</u>とあるのは<u>「<math>\frac{100}{100}</math>分の157.5」</u>とする。</p>





議案第 37 号

令和 5 年度能代市一般会計補正予算案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和 5 年 11 月 17 日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。



令和5年度能代市一般会計補正予算（第14号）歳入内訳

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
14款 国庫支出金				
2項 国庫補助金				
8目 教育費国庫補助金	59,867	1,375	61,242	○小学校費補助金 学校保健特別対策事業費補助金 922 ○中学校費補助金 学校保健特別対策事業費補助金 453
15款 県支出金				
2項 県補助金				
7目 教育費県補助金	13,569	347	13,916	○小学校費補助金 ウインタースポーツ奨励事業補助金 347
17款 寄附金				
1項 寄附金				
4目 教育費寄附金	0	3,200	3,200	○教育総務費寄附金 小学校寄附金 3,000 ○社会教育費寄附金 子ども館寄附金 200

令和5年度能代市一般会計補正予算（第14号）歳出内訳

10款 教育費 1項 教育総務費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
2 事務局費	302,127	10,937	313,064	教育長人件費 100 職員人件費 10,330 車両管理費 469 学校施設等環境整備事業費 38
4 教育研究所費	235,000	15,907	250,907	職員人件費 12,907 スクールDX推進事業費 3,000

10款 教育費 2項 小学校費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
1 学校管理費	208,902	2,405	211,307	職員人件費 402 小学校管理費 158 学校保健特別対策事業費 1,845
2 教育振興費	90,975	347	91,322	振興費 347

10款 教育費 3項 中学校費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
1 学校管理費	177,553	1,167	178,720	職員人件費 59 中学校管理費 202 学校保健特別対策事業費 906

10款 教育費 4項 社会教育費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
1 社会教育総務費	252,401	8,823	261,224	職員人件費 8,272 サン・ウッド管理費 18 檜山安東氏城館跡保存管理事業費 418 埋蔵文化財調査事業費 115
2 公民館費	128,372	19	128,391	管理運営費 19
4 図書館費	93,771	7,370	101,141	職員人件費 6,725 管理運営費 645

## 10 款 教育費

## 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
5 子ども館費	26,567	622	27,189	職員人件費 227 施設管理費 195 活動事業費 200

## 10 款 教育費

## 5 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
1 保健体育総務費	63,164	△1,526	61,638	職員人件費 △1,526
3 学校給食費	444,556	9,090	453,646	職員人件費 6,021 学校給食管理費 3,054 車両管理費 15

## 【債務負担行為補正】

(単位：千円)

款	事項	期間	限度額
10 教育費	公民館冷暖房設置工事費	令和5年度～6年度	47,649